

## 授与・検定申請 書類を送る前に御確認ください！

- 申請書類に不足や記入漏れがある場合、審査を行うことができません。  
届いた書類に不備があった場合、電話にて連絡します。  
東京都教育庁人事部選考課免許担当(03-5320-6788)からの連絡があった場合には速やかに御対応願います。
- お客様と連絡が取れない場合や、不備の内容について連絡後、一定期間内に不備が是正されない場合には、申請書類一式をいただいた封筒/レターパックにより返却します。

### よくある間違い

#### 1 申請書・手数料

- 2件の免許状の申請(例:中学校及び高等学校の免許状)にもかかわらず、申請書及び手数料が2件分用意されていない。
- 申請書の「本籍地・氏名・生年月日」欄に記入漏れや記入誤りがある。
- 申請書の「申請年月日・住所・氏名・電話番号・勤務先(都内学校等勤務の場合のみ)」に記入漏れがある。

#### 2 取得済み免許状確認書

- 免許状を持っていない方も含め全員提出が必要だが、提出されていない。
- 「申請年月日・氏名・生年月日」に記入漏れがある。
- 取得済み免許状有・無欄の○印がされていない。

#### 3 実務に関する証明書・人物に関する証明書・身体に関する証明書(必要な方のみ)

- 証明書の上部分の「氏名・生年月日・本籍地」が記入されていない。  
…先に「氏名・生年月日・本籍地」を記入した上で、作成を依頼してください。

#### 4 既にお持ちの免許状

- 新免許状所持者(免許状本体に「有効期間の満了の日」が書かれている方)で、既に持っている全ての免許状のコピーが提出されていない。
- 単位の流用などを行う場合に「基礎免許状」のコピーが提出されていない。

#### 5 その他

- 免許状返送用のレターパック/返信用封筒のいずれかが入っていない。
- 同封されている住民票/戸籍書類の発行年月日が、書類が届いた日の3か月以上前である。
- 提出している書類に「旧姓」又は「旧本籍地」で発行されているものがあるが、異動をたどることのできる戸籍書類が同封されていない。